

**「浦安観光ガイドブック」および「(日本語・英語版)観光マップ」作成
仕様書**

令和元年 10 月 10 日

浦安市 市民経済部 商工観光課

1 件名

「浦安観光ガイドブック」および「(日本語・英語版)観光マップ」作成

2 作成目的

市にはテーマパークを中心に多くの観光客が訪れているが、まだ発信されていない浦安のまちの魅力や観光情報を効果的に発信し、滞在中に必要とされる情報を提供するだけでなく、来訪のきっかけとなり、市内での回遊・まちあるきをうながすことができるような、視覚的でよみものとしても楽しめる観光ガイドブックを作成する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、多数のホテルを有する本市には、国内外より多数の観光客が訪れることが想定される。そうした観光客にも、適切な情報を提供できるよう、浦安駅・新浦安駅・舞浜駅の市内3駅を中心とした飲食店舗、空港やホテル等へのアクセス等をわかりやすく記載し、各ホテルでの配架や都市ボランティア・観光案内所等による配布案内用として活用を目的とした、観光ガイドブックの内容の抜粋版となる携帯版マップ(日本語版・英語版)を作成する。

3 編集方針

- (1)本市の魅力を広く発信するため、浦安市内をくまなく取材し、イラストや漫画、コラム、まちあるきレポートなど、受託者の知識や経験に基づいたオリジナリティある企画と編集により、持ち帰って読み物としても楽しめ、写真等に趣向を凝らし、ビジュアル的にもすぐれた観光案内ガイドブックを作成する。
- (2)市の歴史や文化、観光資源、四季などを魅力的に紹介・PRする内容を充実させるとともに、空港や東京駅からの交通案内、市内バスルート、自然災害発生時など緊急時に必要となる諸情報については、正確でわかりやすい情報を提供する。
- (3)ガイドブックと同時編集により、地図主体の抜粋版(日本語版・英語版)を作成し、飲食店舗等、まちあるき中に来訪者が必要とする情報を端的に伝える媒体を作成する。
- (4)ガイドブックやマップ内で発信しきれない内容について、多言語も含めた電子媒体を利用した発信方法をあわせて提案すること。また、予算範囲内で可能なものについては、今年度より対応のこと。

4 履行期間

契約日の翌日から令和2年3月10日まで ※履行期限2週間前をめどに納品すること

5 担当課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 市民経済部 商工観光課 観光・水産係

6 仕様及び納期等

(1) 仕様

・浦安観光ガイドブック

ア 規格

A5判冊子 28ページ程度（表紙と裏表紙を含む、見開き A4判、中綴じ）

※うち2ページ程度を市が募集する広告部分とする。

イ 色数

4色印刷

ウ 紙質・製本

予算の範囲内で、作成する冊子のコンセプトにもっとも適し、優れていると考えるものを提案すること。

エ 部数

20,000部

詳細については、契約後の協議により決定するものとする。

・(日本語版・英語版)観光マップ

ア 規格

A3判折り畳み、または同程度の大きさで持ち運びに適したもの

イ 色数

4色印刷

ウ 紙質・製本

予算の範囲内で作成する地図のコンセプトにもっとも適し、優れているものと考えられるものを提案すること。

エ 部数

30,000部（英語版 15,000部、日本語版 15,000部）

詳細については、契約後の協議により決定するものとする。

(2) 納期等

ア 納期

令和2年3月10日（履行期限の2週間前を目処に納品すること）

イ 納品場所

浦安市役所 商工観光課（市役所3階）

7 業務・作業内容

(1)浦安観光ガイドブックの作成

①企画立案及び取材全般（資料収集、取材、写真撮影、原稿・イラスト作成等）

- ・企画内容は、受託者の提案をもとに、市との協議のうえで決定する。
- ・使用する画像は、原則受託者が提供するものとし、不足のものについては市と協議するものとする。
- ・著作権、肖像権を有する画像、地図等データの使用にかかる許可申請等は、受託者の責において行うものとする。
- ・成果品の著作権は、浦安市に帰属するものとする。また、成果品については、浦安市のホームページ等においてデジタル使用する。
- ・掲載する施設・店舗等については、リストアップして、事前に市と協議すること。また、市から掲載を希望する内容を示す場合には、柔軟に対応するものとする。
- ・表紙及び裏表紙は、プロポーザルの際にデザイン案を数案作成し提出すること。また、また、提案する紙質・製本方法でのサンプルを提出すること。
- ・「浦安観光ガイドブック」のタイトルについては、市発行の観光ガイドブックであることが分かれば、タイトルはこれにこだわらない。作成する冊子のコンセプトにあったタイトルとすること。

②編集作業（地図、デザイン、レイアウト、校正、英語翻訳、広告等）

- ・イラスト、レイアウト、デザインなどは、受託業者が最適と思われる提案をし、市と協議のうえ決定する。
- ・地図部分については、市内全域のものとエリアごとに分割するものを作成し、別に作成する「(日本語・英語版)観光ガイドマップ」として抜粋し、別刷りするものとする。イラスト等を利用した地図の作成は差しつかえないが、観光周遊に適したものとすること。
- ・施設名、住所などの日本語テキストについては、英語テキストを併記すること。

英語テキストについては、受託業者が翻訳し、ネイティブまたは同等のレベルの者が翻訳したうえで提出すること。

- ・交通機関(主要駅・空港からのアクセス、バス路線)や緊急時対応については、最新の正確な内容とし、見やすさ等を工夫すること。特に、外国人観光客を含む、観光客に必要なかつ適切な情報をできる内容とすること。
- ・紙面では伝えきれない情報を提供するため、紙面内で QR コードを活用する等、web ページとの連携についても工夫すること。
- ・校正は、色校正を含めて、3 回程度行うこと。

③印刷、校正、納品

- ・本印刷に着手する前に、内容について脱漏や誤植、不備等がないことを必ず確認し、市の上承を得たのち、本印刷を行うこと。
- ・ベジタブルインクを使用し、オフセット印刷を行うこと。市と協議のうえ、ベジタブルインク使用のロゴを表示すること。

④作成にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータをまとめた記録メディアの作成及び納品

⑤その他、作成過程で市が指示すること

(2) (日本語・英語版)観光マップの作成

①企画立案及び取材全般

- ・市内3 駅(東京メトロ浦安駅、JR 京葉線新浦安駅、舞浜駅)を中心に、浦安観光ガイドブックの掲載内容のうち、主たる観光ポイント(数か所)と駅周辺飲食店舗や交通案内等、旅行者に必要な状況を、端的に見やすくまとめ、携帯しやすいマップを作成する。
- ・掲載内容は、受託者の提案をもとに協議のうえで決定する。
- ・成果品の著作権は、浦安市に帰属するものとする。また、成果品については、浦安市のホームページ等においてデジタル使用する。
- ・様式・体裁については、プロポーザルの際にデザイン案を数案作成すること。また、提案する紙質でのサンプルを提出すること。

②編集作業(地図、デザイン、レイアウト、校正、英語翻訳、広告等)

- ・レイアウト、デザインなどは、受託業者が最適と思われる提案をし、市と協議のうえ決定する。

- ・イラスト等を利用した地図の作成は差しつかえないが、観光周遊に適したものとすること。
- ・英語版については、受託業者が翻訳し、ネイティブまたは同等のものがチェックしたうえで提出すること。
- ・交通機関(主要駅・空港からのアクセス、バス路線)や緊急時対応については、最新の正確な内容とし、見やすさ等を工夫すること。特に、外国人観光客を含む、観光客に必要なかつ適切な情報を提供すること。
- ・英語版については、「Urayasu-Free Wi-Fi」の紹介、日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトへのリンクを掲載すること。
- ・紙面では伝えきれない情報を提供するため、紙面内で QR コードを活用する等、web ページとの連携についても工夫すること。
- ・校正は、色校正を含めて、3 回程度行うこと。

③印刷、校正、納品

- ・本印刷に着手する前に、内容について脱漏や誤植、不備等がないことを必ず確認し、市の上承を得たのち、本印刷を行うこと。
- ・ベジタブルインクを使用し、オフセット印刷を行うこと。市と協議のうえ、ベジタブルインク使用のロゴを表示すること。

④作成にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータをまとめた記録メディアの作成及び納品

⑤その他、作成過程で市が指示すること。

(3) 成果品

ア ・観光ガイドブック 20,000 部

50 部で 1 梱包とし、校了データを印刷製本したもの

・(日英版)観光マップ 30,000 部

英語版 15,000 部、日本語版 15,000 部

100 部で 1 梱包とし、校了データを印刷製本したもの

イ 記録メディア 1 部

校了データ (TIFF、JPEG、PDF) のほか、作成にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータをまとめて保存したもの

※成果品の品質については、本仕様書の要件を満たしたものとすること。なお、品質

が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある

9 デジタル媒体との連携についての提案

提案にあたっては、下記の内容を含めた提案をすること。ただし、次年度以降についての提案に要する予算は、現段階で担保されたものではない。

本業務で作成した内容をもとに、デジタル媒体での情報発信の可能性について、手法を提案すること。また、本業務の予算内で可能なものについては、本年度中の対応とし、提案内容に含むものとする。ただし、本年度実施の際の上限額は、本業務の見積額の10%以内とする。

10 その他

- (1)本業務の成果品に関する所有権及び著作権等の一切の権利は、浦安市に帰属するものとする。ただし、受託業者が従来から権利を有していた受託業者固有の知識、技術に関する権利等については、受託業者に留保するものとし、この場合、市は当該権利を非独占的に無償で使用できるものとする。
- (2) 本業務に必要な資料は市より提供するが、業務終了後、速やかに返却すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた際は双方が速やかに協議し、市の指示を受けること。